

## 香川高等専門学校企画運営会議規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校企画運営会議（以下「企画運営会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画運営会議は、校長の諮問に応じ、香川高等専門学校の運営に係る重要事項を審議する。

(組織)

第3条 企画運営会議は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 各主事
- 四 各校長補佐
- 五 専攻科長
- 六 各専攻長
- 七 各学科長
- 八 図書館長、情報基盤センター長及び副センター長、キャリアサポートセンター長及び副センター長、地域人材開発本部副本部長、みらい技術共同教育センター長、地域イノベーションセンター長、AI社会実装教育研究本部長及び副本部長、社会基盤メンテナンス教育センター長、技術教育支援センター長及び副センター長、総務・広報室長及び副室長並びに国際交流室長及び副室長
- 九 事務部長
- 十 その他校長が必要と認めた者

2 前項第八号に規定する者の出席は必須ではない。ただし、校長は、審議事項の内容により出席を求めることができる。

(運営)

第4条 企画運営会議は、校長が招集し、議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(組織以外の者の出席等)

第5条 校長が必要と認めたときは、組織以外の者を企画運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 企画運営会議に幹事を置き、総務課長、管理課長、学務課長及び学生課長を

もつて充てる。

(事務)

第7条 企画運営会議の事務は、総務課において処理する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。